

## 環境配慮事業協定書（案）

日高市（以下「甲」という。）と太平洋セメント株式会社埼玉工場（以下「乙」という。）とは、日高市環境保全条例第94条の規定に基づき、廃棄物処理施設を設置し、事業を行うに当たって、良好な環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を形成するため、次のとおり協定を締結する。

（環境配慮事業の目的等）

第1条 この協定の対象となる環境配慮事業（以下「事業」という。）の目的及び内容並びに事業を実施しようとする区域は次のとおりとする。

（1）事業の目的及び内容

廃棄物処理施設（廃プラスチック類等の破砕施設）を設置し、受け入れた産業廃棄物である廃プラスチック類等を破砕し、セメント焼成用燃料として使用すること。

（2）事業を実施しようとする区域

日高市大字原宿721番地、他131筆  
（太平洋セメント株式会社埼玉工場敷地）

（環境に対する配慮の措置）

第2条 乙は、平成30年1月23日付け日環発第685号で甲が乙に送付した意見書の内容を尊重し、事業の実施に当たり、良好な環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）日高市環境保全条例及び関係法令を遵守すること。
- （2）甲の助言若しくは指導に従い、又は立入調査に積極的に協力すること。
- （3）関係住民から説明等を求められたときは、誠意をもって対応すること。
- （4）周辺の良い環境を損なうことのないように常に細心の注意を払うとともに、関係住民からの苦情等が発生しないよう万全の対策を講じること。
- （5）万一周辺の良い環境に損害を与えたときは、直ちに損害部分の復旧に努めるとともに迅速かつ誠意をもってその解決に努めること。
- （6）関係住民から万一苦情等が発生したときは、迅速かつ誠意をもってその解決に努めること。

(7) 災害等により、周辺の良い環境に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるときは、速やかに甲に報告すること。

(8) 地域説明会で要望された、廃棄物の搬入経路については、通学路や関係住民に配慮すること。

(協定事項の変更等)

第3条 乙は、この協定に定める事項について変更等が生じるときは、事前に甲と協議すること。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から第1条の事業に係る廃棄物処理施設の廃止の日までとする。

(その他)

第5条 この協定に疑義が生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 日高市大字南平沢1020番地  
日高市  
日高市長 谷ヶ崎 照 雄 印

乙

印